

熊本県人権情報誌

# コッコロ通信

vol.23 2011.7



コッコロ

「人をけなすのは容易いこと。  
自分を見つめなおすのは難しいこと。  
その事に気づくのはすばらしいこと。」  
(人権メッセージ優秀作品)

「その判断は大丈夫？  
見ため 決めつけ人のうわさ」  
(人権メッセージ優秀作品)



もくじ

2~3P

人権インタビュー「企業と人権」  
株式会社ダイエー 安藤正彦さん

4~5P

人権課題について学ぼう

6P

トピックス「8月は適正採用選考啓発月間です」

7P

身近な人権活動「外国人の人権について」  
「外国から来た子ども支援ネット」 岩谷美代子さん

8P

お知らせ(市町村における人権啓発の取組みなど)

# 企業と人権

企業の果たす社会的責任が重要視される昨今。「人権を尊重した取組みを行っているか」という点も、企業を評価する基準の一つになりつつあります。そんな中、人権啓発に積極的な企業では、どのような取組みを行い、どのような成果を得ているのでしょうか。

今回は、株式会社ダイエーで人権啓発推進員を務める安藤さんに、お話を伺いました。



株式会社 ダイエー  
総務人事本部  
人事部人事課 担当部長  
**安藤 正彦**さん

1974年に(株)ダイエーに入社、1997年に同社の人権啓発推進員に就任。2005年度には大阪同和・人権問題企業連絡会の専務理事・事務局長に就任。2011年度は同会の雇用委員長として活躍する傍ら、(社)部落解放・人権研究所主催の「部落解放・人権大学講座」にて助言者と講師を務める。

## 企業の社会的責任

株式会社ダイエー(以下、ダイエー)は全国に210店舗を展開する小売業です。

安全で快適に買い物ができる環境の提供を使命とし、障がいのある方、ご年配の方、お客様、妊産婦等、様々な方にご満足いただける店舗経営に努めています。そのためには、一人ひとりのニーズに合わせたアテンド(案内対応)が必要です。

そして、お客様に接する従業員が良好な職場環境にないと、適切なアテンドが難しくなりますので真心のこもったサービスのためにも、安全で快適な職場環境の提供は、企業の社会的責任だとダイエーは考えます。

お客様と従業員の満足度向上のためには、人権の視点がないと企業は成り立ちません。その視点を店舗経営に活かし、同時に従業員によりよい環境で働いてもらえるよう、会社全体の人権啓発に力を入れています。

## 人権啓発に携わるようになって

人権啓発推進員に就任したのは1997年のことでした。当時、企業において人権啓発はリスクマネジメントの一環と認識されており、「〇〇してはいけない」といった捉え方が主流でした。えせ同和行為等の問題があったことから、私自身も人権は難しいものだと思っていました。

それまで人事や社員教育関係の部署の経験があり、ある程度は人権の知識がありました。しかし正しく理解していると言えるだけの自信はなく、果たして私に務まる役目なのかと心配でした。

不安な胸の内を上司に話すと、(社)部落解放・人権研究所主催の人権講座を勧められました。中でも、他の受講生とディスカッションをする授業では、お互いの生き立ちや人権意識について話し合うことで、自身の思わぬ予断と偏見に気づかされたこともありました。

「人権とは人間としての生き方を考えることだ。現実には差別に直面した時、どうすべきか自ら考えるのが人権問題だ」という講師の言葉も印象的で、それらをきっかけに人権啓発を身近なものと思えるようになりました。

## 公正な採用の実現に向けて

ダイエーでは公正な採用の実現に向けて、次の2つに取り組んでいます。

1つは障がい者の雇用についてです。自宅から通える範囲で働けるようにするとともに、その人の個性に合う業務を選ぶことで、各地の店舗で雇用できるようにしました。

もう1つは採用面接での質問についてです。何気ない質問でも、聞かれた人にとっては答えにくいものかもしれません。質問の背景を考え、あくまでも応募者の能力・適性を判断するための質問を行うよう指導しています。

## 補助犬の受け入れ

1993年、ダイエーは全国で初めて食品売り場に盲導犬を受け入れました。この試みが成功するよう、盲導犬の受入方法について従業員に教育しています。同時に、お客様に食品を提供する場に動物がいることを了承していただけるよう、盲導犬協会とタイアップし、その役割と必要性を訴える「補助犬(盲導犬)ふれあい教室」を各地の店舗で開催しています。さらに1999年から全国の店舗で順次介助犬の受け入れを開始、こちらも大手スーパーでは初の試みでした。

## コンプライアンス(企業等が法令や社会規範・企業倫理を守ること)

人権に対する取組みは、情報の取扱いや法令の遵守等と同様に、コンプライアンスとして掲げられています。就業中は、コンプライアンスの内容を書いたリーフレットを携帯させたり、内容を分かりやすく要約したポスターを店内に掲示することで、常に従業員への意識づけを行っています。万一ハラスメント等があった場合は、多様な相談窓口やコンプライアンスに関する委員会等を設け、組織的な解決を図ります。

## 企業と人権啓発

私は人権啓発に関して、知識も大切ですが、実際の行動がもっと大切だと考えています。どれだけ勉強しても、行動に移さなければ、人権に関する問題は解決しないと思っています。

ただ、あまり構えずに、身近なものとして捉えることも大切です。まずは、同じ職場の仲間と思うことを気軽に話しながら、よりよい職場環境づくりを目指してはいかがでしょうか。

人権啓発に力を入れるダイエーでも、まだまだ課題はあります。そのことを理解しているからこそ、少しでも前進しようと努力ができるのです。安全で快適に買い物ができる環境を、という使命のもと、お客様と従業員の人権を尊重した取組みをこれからも続けていきます。



(株)ダイエーでは、一刻も早く普段の生活を取り戻してもらうことが被災者の人権尊重につながるとの考えから、東日本大震災の復興支援に協力しています。

様々な人権課題について、問題点やそれに対する取組みについて学ぶとともに、私たちにできることは何なのか、一緒に考えてみませんか。

# 女性の人権

- ・異性を軽んじる気持ち、性的対象としてだけとらえる気持ちがありませんか？
- ・女性はこうあるべき、男性はこうあるべき…と、決めつけた考え方をしていませんか？

## Q. どんな課題がありますか？

- A.** 性差別意識や固定的な性別役割分担意識が、次のような課題につながっているとされています。

### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により相手の心身を傷つけること。

### ストーカー行為

好意の感情やそれが満たされなかったことに対する恨みを充足させるために、特定の人やその家族に対して、つきまとい、名誉を傷つける言動、無言電話等を繰り返して行うこと。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)

親しい間柄の男女間における暴力。身体的、精神的、経済的、性的な暴力などがある。

## Q. どんな取組みが行われていますか？

- A.** 国際的には、男女の完全な平等の達成を目的として「女子差別撤廃条約」(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)が1979年に国連総会で採択され、日本も1985年に批准しています。

日本では、男女共同参画社会の実現に向け、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」が制定され、雇用の分野における性別による差別の禁止や、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体・国民の役割が定められています。

また、女性に対する暴力等を無くすため、「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制に関する法律)や「DV防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が制定されています。

熊本県では、「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」や「熊本県男女共同参画推進条例」により、男女共同参画社会形成のための基本理念や取組みを定めています。

## Q. わたしたちにできることは？

- A.** ・お互いが対等なパートナーとして、尊重し合う関係をつくりましょう。  
・固定的な性別役割分担意識は、すべての人の幅広い生き方の選択をさまたげます。

例えば、セクシュアル・ハラスメントは女性に対しても男性に対しても、そして異性間でも同性間でも起こります。また、男女共同参画社会の実現には、男性を含めた働き方の見直しによる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進が必要です。男だから…女だから…ではなく、ひとりの人間として個性を尊重され、能力を発揮して、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざしましょう。



# 子どもの人権

・「子どものくせに…」、「子どもだから…」と、一方的に決めつけてしまう気持ちがありませんか？

## Q. どんな課題がありますか？

### A. 児童虐待

保護者が18歳未満の子どもに行う身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否（ネグレクト）

### いじめ

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

いじめかどうかは、いじめられている子の立場から判断される。

### 性的搾取

国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的な商売の対象にすること。



## Q. どんな取組みが行われていますか？

A. 国際的には、「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）が1989年に国連総会で採択され、日本も1994年に批准しています。この条約では、子どもの「生存・発達・保護・参加」という包括的な権利を守るための必要事項を規定しています。

日本では、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るため「児童憲章」が定められています。また、「児童買春、児童ポルノ禁止法」や「児童虐待防止法」により、児童の権利の擁護が図られています。

熊本県では、「熊本県子ども輝き条例」を制定し、県民みんなで子どもの育ちを支え、すべての子どもが生き生きと輝く熊本の実現をめざしています。

## Q. わたしたちにできることは？

A. ・子どもを一人の人間として尊重し、それぞれの違いや個性を大切にしましょう。  
・学校・家庭・地域など社会全体で子どもを守り、育てる意識を持ちましょう。

子どもを一人の人間として尊重することは、放任することでも、我がまます許すことでもありません。子どもは、自分の権利を行使しながら、みんなの権利を実現するために必要なルールや責任について学び、成長します。子どもの個性、考えや願いを受け止め、尊重しながら、「子どもにとって一番よいことの実現」のために、必要な支援をすることが大切です。

そのためにも、子育ての責任を保護者だけに押しつけるのではなく、社会全体で果たすことが求められています。

コッコロの達人 梶幸子



8月は  
適正採用選考啓発月間です

応募者の適性と能力に基づいた  
公正な採用選考を!

憲法は、職業選択の自由、就職の機会均等をすべての人に保障しています。

採用選考にあたっては、応募者の基本的人権を尊重し、応募者の適性と能力のみを基準とすることを基本的な考え方として実施することが大切です。

採用面接において

本人の適性や能力の判断に必要な事項について、聞いたり書かせたりしないようにしましょう。

[不適切な質問例]

- 本人に責任のない事項  
本籍、出生地、家族に関すること(職業、続柄、健康、地位、収入、資産等)、住宅状況に関する質問(間取り、近郊の施設等)など
- 本来自由であるべき事項  
宗教、支持政党、人生観・生活信条、尊敬する人物など



選考にあたり、身元調査をしたり、戸籍謄(抄)本の提出を求めることは、就職差別につながりますので、絶対に行わないでください。

熊本県は、部落差別につながるような就職に際しての身元調査をしてはならないと、条例で定めています。

～身近な人権活動～人権問題についての様々な取組みをご紹介します～

## 外国人の人権について



国際化が進む中、熊本県内には約9,300人の外国の方が生活しています。今回は、外国人児童生徒の日本語指導や進学への支援、また中国帰国者支援団体「華友会」日本語教室の活動などに取り組んでいる岩谷美代子（いわたに みよこ）さんの活動についてご紹介します。

**Q.** 外国から来た人たちに日本語を教えるようになったきっかけを聞かせて下さい。

**A.** 中国帰国者の子どもさんたちにボランティアで日本語を教えたことです。一言も意味が分からない授業を一日中受けなくてはならない辛さ、同級生との言葉のやり取りができない疎外感などを、必死で訴えかけてくる子どもたちの姿に心を動かされました。

**Q.** 日本語教師としての活動の他に、どんな取組みをされているのですか。

**A.** 外国から来た子どもたちの進学支援のため、平成17年には入試での特別措置を求める活動を行い、また毎年、母国語で入試情報を伝える進路ガイダンスなどを行っています。さらに、平成21年度より、「外国から来た子ども支援ネット」を立ち上げ、熊本県の小中学校へ外国から編入してくる子どもたち全員が日本語指導を受けられることをめざして、仲間5人で「くまもとこどものにほんご」活動に取り組んでいます。その結果、徐々にですが、日本語指導を取り入れる小中高校も出てきました。

**Q.** 日頃の活動の中で気をつけていることはありますか。

**A.** 外国から日本に来て生活されている方々の多くは、言葉が分からないだけでなく、学校や職場、社会の中で起こる一つひとつの出来事に戸惑いや不安を感じながら生活しています。ですから、私たちの支援は単なる語学教室ではなく、そんな戸惑いや不安を解消できるような内容を心がけています。

**Q.** 岩谷さんの活動がめざすものについて教えてください。

**A.** 外国から来た人が、学校や社会に必要な日本語をきちんと身につけることができるような仕組みを作ることは、その人の人権を守っていく上で、とても大切なことだと思います。今後、私たちの周りで生活する外国の方は確実に増えると思いますが、そうした方が住みやすい社会は、誰にとっても住みやすい社会だといえるのではないのでしょうか。「外国人である」というだけで、特別な見方をしたり、関係を拒んだりするのではなく、共に暮らす仲間として受け入れ、人間として対等な関係を築くことができる社会になって欲しいと思います。

### 「外国から来た子ども支援ネット」の活動内容

1. 「くまもとこどものにほんご」  
外国人児童生徒のための日本語初期指導システム
2. 「中国帰国・外国人生徒の進学を支援する会」  
外国人生徒と保護者のための進路ガイダンス(毎年7月開催)
3. 外国人生徒交流会in熊本(毎年3月開催)



(連絡先)《代表 竹村朋子さん宅》〒861-1102 合志市須屋3120-9 TEL・FAX 096-345-6362

## 頑張ってます

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。今回は、山鹿市の「やまが人権フェスティバル」をご紹介します。

# やまが人権フェスティバル

平成22年12月4日(土)、山鹿市菊鹿グリーンパルスにおいて、「第6回やまが人権フェスティバル」を開催しました。

当日は、開会行事の後、講師に伊藤竹三さん(俳優伊東四朗さんの実兄)を迎え、「太陽は何色? ~人の命の喜びを~」と題し講演を行いました。その後、市内の保育園や幼稚園園児によるアトラクション、小中学生による人権に関する作文や歌の発表、人権擁護委員による寸劇を行い閉会しました。

また、会場内では、保育園・幼稚園・小中学校の子どもたちや大人から募集した人権標語や人権ポスター等の展示を行いました。

さらに、旧市町単位で行われる祭り開催時やフェスティバル当日の午前中に、子どもたちと人権擁護委員、行政職員による街頭啓発を実施し、子どもたちの作った啓発グッズを配りながら、市民の皆さんに対する啓発活動も行いました。

平成23年度は、例年12月に行っている人権フェスティバルと8月に行っている山鹿市人権教育・啓発研究大会の2つの事業を統合し、8月に新しい人権フェスティバルとして開催する予定です。これからも、多くの市民の皆さんに参加してもらい、人権に関する意識が高まるようなフェスティバルを開催していきたいと思っています。



## 人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話による人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。(相談は無料。プライバシーは守ります。)

下記の相談専用電話までご連絡ください。 **相談時間 9:00~12:00/13:00~16:00**

## 熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課(熊本県人権センター)

住 所	〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号[県庁行政棟新館2階]
開 館 時 間	8:30~17:15
休 館 日	土曜・日曜・祝日・年末年始
電 話	[直通]096-333-2299 [相談電話]096-384-5822
F A X	096-383-1206
ホームページ	<a href="http://www.pref.kumamoto.jp/site/jinken/">http://www.pref.kumamoto.jp/site/jinken/</a>
電子メール	<a href="mailto:jinken@pref.kumamoto.lg.jp">jinken@pref.kumamoto.lg.jp</a>